

令和5年度 逗子市国民保護計画変更の概要

1 変更の経緯

国民保護計画とは、「国民保護法」（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律：平成16年法律第112号）に基づき、万が一の外敵からの武力攻撃や大規模テロなどの不測の事態に備えて、被害を最小限に抑えるため、行政等の相互連携や住民避難措置等を定めたものです。

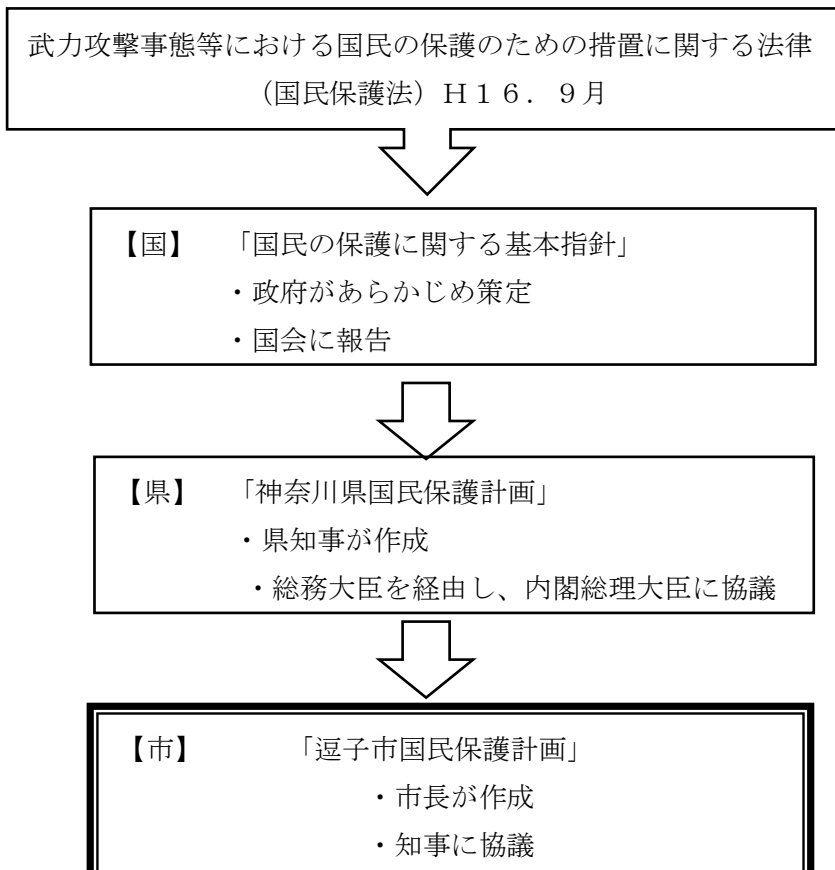
逗子市では、平成19年3月に「逗子市国民保護計画」を策定し、以降平成23年3月と平成28年5月に変更を行ってきたところです。

平成29年12月には国の「国民の保護に関する基本指針」変更があり、平成30年11月には「神奈川県国民保護計画」変更がありました。

また、逗子市市地域防災計画の経年修正も行われ、本計画の整合性を図る必要が生じたため、本計画の一部変更を行うものです。

2 本計画の位置付け

武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、住民の避難や避難住民の救援等の国民保護措置を実施するため、国は基本指針を、地方公共団体は国民保護計画をそれぞれ（作成又は）適宜変更します。基本指針と国民保護計画等の関係は、次のとおりです。



3 計画作成にあたっての基本的考え方

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、その他の法令、国民の保護に関する基本指針、神奈川県国民保護計画を踏まえ、かつ整合性を確保した「逗子市国民保護計画」を作成します。

4 主な変更事項

(1) 国の「国民の保護に関する基本指針」及び県の「神奈川県国民保護計画」の変更に伴う変更

- ① 国の警報等の伝達手段である全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の運用開始に伴う変更
 - ・ 警報の伝達方法で「警報等は全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段により情報を伝達する」ことを明記しました。
 - ・ 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発の箇所、「国が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について住民に対し周知する」ことを明記しました。

- ② 訓練にあたっての留意事項で「NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、様々な場所や想定で行う」ことを明記しました。
また、「訓練の実施に当たっては、消防機関、県警察、自衛隊等との連携を図り、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める」と明記しました。

(2) その他変更

- ① 市の地理的、社会的特徴など、時点修正すべき内容について変更しました。
- ② 前回計画からの名称変更、組織改編等に伴う経年的変更等の修正をしました。

(3) 変更内容

「逗子市国民保護計画変更案 変更箇所対照表」を参照